

京都大学
科学技術イノベーション創出
フェローシップ
情報・AI分野

情報・AI・データ科学
博士人材フェローシップ

令和5年度10月期
募集要項

京都大学
大学院情報学研究科・大学院理学研究科

京都大学科学技術イノベーション創出フェローシップ(情報・AI分野) 情報・AI・データ科学博士人材フェローシップについて

京都大学は、創立以来の「自由の学風」のもと、独創的で世界最高水準の研究と、その推進のために必要な幅広く深い学識を涵養する教育を推し進め、学術や産業において新しい知を創造し、それを地球社会の永続的な発展に結びつける優れた人材の養成に努めてきました。情報・AIは第四次産業革命の原動力となっており、データ科学は科学における第四のパラダイムといわれています。このように情報・AI・データ科学は、広範な産業や科学の基盤となっています。

京都大学は、情報・AI・データ科学分野において世界を牽引する成果を挙げてきました。本学がこの分野のさらなる発展を引き続き牽引していくためには、教員と学生が集中して研究に取り組むことができる環境の一層の整備が必要です。京都大学では、このような施策の一つとして、文部科学省が令和3年度から開始する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」の補助を受け、研究に取り組む博士後期課程の大学院生に対する経済的支援を進めます。大学院生諸君には、京都大学らしい深い学術探求を進めることに加えて、学術分野を超えた、あるいはイノベーション創出につなげるための広い視野を養ってもらうことを期待しています。本事業においては、経済的支援に加え、研究力を高め、そのような広い視野を涵養するための機会を提供することとしています。本フェローシップ事業が、京都大学の情報・AI・データ科学研究のさらなる飛躍と、諸君が将来の日本、世界の情報・AI・データ科学研究とイノベーション創出を担うリーダーとして成長する一助となることを期待します。

1. 目的

研究に対する意欲を有し、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出を担おうとする京都大学（以下「本学」という。）の情報・AI・データ科学研究に携わる博士後期課程学生に対し、研究力を高め、研究に専念できる環境を提供するとともに、修了後に多様な学術・産業分野で力強く世界を先導し、広い視野と独創性を発揮するための教育的な支援を行うことを目的としています。

2. 概要

京都大学における情報・AI・データ科学研究教育の中心を担う情報学研究科ならびに理学研究科の数学・数理解析専攻／地球惑星科学専攻に所属する博士後期課程大学院生を対象とし、研究専念支援金（年額 1,800,000 円）および研究費（年額 300,000 円）からなる原則博士後期課程3年次までのフェローシップ受給者の選抜を行う。また、フェローシップ受給者は、研究力向上と修了後の多様な学術・産業分野におけるキャリアパスの構築に資するため、「京都大学ICTイノベーション」または「サイエンス倶楽部デイ(もしくは理学研究科

で今後計画するそれに代わるイベント)」において研究成果の発表を行い、かつ、海外長期滞在研究、研究インターンシップ実施もしくはデータ科学教育における TA に従事する。

3. 受給要件

- (1) 本フェローシップの理念を十分に理解し、教員や他の学生と協働しながら、学修に意欲的に取り組むこと。
- (2) 研究活動の意義と重要性を理解し、その公正な遂行と社会への発信に強い意欲を持ち、博士の学位の取得を目指していること。
- (3) 研究計画を立て、それを踏まえた研究活動に専念すること。
- (4) 修了までに「京都大学 ICT イノベーション」または「サイエンス倶楽部デイ(もしくは理学研究科で今後計画するそれに代わるイベント)」(理学研究科所属の学生の場合)において研究成果の発表を行うこと。さらに、海外での長期滞在研究、または国立研究所・企業での研究インターンシップ実施、もしくはデータ科学教育における TA に従事すること。
- (5) メンター(学生の研究及びキャリア形成に関する指導及び助言を行う教員をいう。以下同じ。)による面談を定期的に受け、研究活動の状況について所属する研究科及び専攻の長に定められた期限を守って報告すること。
- (6) 日本学術振興会特別研究員の研究奨励金とは重複受給できないので、同特別研究員に採用された場合には本フェローシップは辞退すること。

4. 支給取消

前項『受給要件』に定める資格を喪失した時、または、以下のいずれかに該当する場合には、フェローシップ実施委員会の判断でフェローシップ受給資格を取り消すことがある。

- (1) 学修および研究への取り組みの状況が不十分であると判断したとき。
- (2) 支給対象学生からフェローシップの辞退の申出があったとき。
- (3) フェローシップ事業への申請に係る書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 除籍されたとき。
- (5) 京都大学通則(昭和28年達示第3号)第53条の規定により準用する第32条第1項の規定による懲戒を受けたとき。
- (6) その他、自己都合による休学等、支給を取り消すべき事由があると判断したとき。

5. 出願資格

令和5年10月1日において、別表1に掲げる専攻の博士後期課程1年次および2年次に在籍する見込みの者で、次の要件を全て満たす者。

- (1) 優れた研究能力を有し、研究に専念できる環境を希望する者。
- (2) 国費外国人留学生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文科大臣裁定)第2条に定めるものをいう。)又は本国からの奨学

金等の支援を受ける留学生でないこと。

- (3) 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（240万円／年）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生ではないこと。（有償のインターンシップ、RA・TA、アルバイトなどは、安定的な収入にあたりませんので、収入額による制限の対象となりません。ただし、アルバイト等により研究やキャリア開発・育成コンテンツの取組に支障が出る場合は、支援の継続はできません。また、非常勤職員や嘱託等のポストを一定期間得て、240万円／年以上の給与等を得ている場合は支援対象となりません。個人事業主も同様です。）

6. 出願・選抜方法および研究専念支援金の支給

6-1. 出願書類

以下の書類を所定の様式に従ってPDF形式で用意すること。

- (1) 様式1 申請書
- (2) 様式2 確認書(指導教員等、実質的に申請者の研究内容を把握している教員に直接依頼すること)
- (3) 修士課程の成績

出願期間：令和5年8月28日(月)～令和5年9月18日(月)(午後5時必着)

6-2. 出願方法

WEB出願システムを通して申請してください。WEB出願システム以外での出願は一切受理しません。WEB出願システムでは以下のことを行ってください。(詳細はマニュアル参照)

- 基本情報の入力および様式2（確認書）以外の出願書類のアップロード
- 指導教員等のメールアドレスを入力し、様式2（確認書）アップロード依頼を送付、システムから、指定されたメールアドレスにアップロード用リンクが送付されます
- 上記2つの作業の完了後、「確定」ボタンを押し、申請を確定

WEB出願システム URL：

<https://kugd.kyoto-u.online/applicant/senkos/13/top>

所定の様式は本フェローシップのホームページ <https://www.i.kyoto-u.ac.jp/fellowship/> からダウンロード・利用可能である。

3 選抜方法

出願書類の内容に基づき選抜を行う。必要な場合には一部の出願者に対して口頭試問を課すことがある。口頭試問を行う場合には、改めて個別に通

知する。

6-4. 支給対象者発表

令和5年11月2日以降（採否については、各出願者へ直接通知する）。

6-5. 研究専念支援金の支給

採択した学生には、令和5年10月分から研究専念支援金を支給する。支給開始日は11月以降となる可能性があるので注意すること。なお、研究専念支援金は雑所得として課税対象となり所得税に関する確定申告が必要となる。

7. 個人情報の取り扱い

取得した個人情報は、フェローシップ受給者の選抜および履修にともない必要となる業務のために、「京都大学における個人情報の保護に関する規程」に定めるところにより取り扱う。

8. 問合せ先

・情報・AI・データ科学博士人材フェローシップ実施委員会事務局
fellowship-i@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

※お問い合わせ等は出来るだけメールでご連絡ください。

所在：総合研究8号館1階情報学研究科事務室内

TEL：075-753-3577（平日9：00～16：00）

別表1

研究科	専攻	採用予定人数
理学研究科	数学・数理解析専攻 地球惑星科学専攻	D1：1名 D2：若干名
情報学研究科	知能情報学専攻 社会情報学専攻 先端数理科学専攻 数理工学専攻 システム科学専攻 通信情報システム専攻 情報学専攻	D1：4名 D2：若干名

注意：受給期間は最大で博士課程3年次までである。

審査状況によっては採用された場合でも受給期間が短くなることもある。ただし、辞退者が出た場合、受給期間を博士課程3年次まで延長する場合がある。